

平成25年5月

入札参加資格を有する事業者のみなさまへ

南国市財政課

## 平成25年度入札・契約制度改正について

南国市では、入札・契約制度のさらなる適正化をはかるため、下記のとおり改正事項を決定しました。

平成25年6月1日以降に指名・公告する案件から適用するものといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 現場代理人の兼任について

- ・ 請負金額250万円未満の工事については、2件を限度に兼務できるよう取扱う
- ・ 兼務する場合は様式「現場代理人の兼務の届出について」を提出させる
- ・ 兼務する対象工事は、市発注の工事とする

#### 2. 回答時刻の変更

《一般競争入札》・・・変更なし 質疑：月曜9～10時 原課にて

回答：月曜15時～閲覧室にて

《指名競争入札》・・・変更あり 質疑：月曜9～10時 原課にて

回答：月曜13～14時 原課にて（旧）

↓

回答：月曜15～17時 原課にて（新）

#### 3. 業務委託にかかる前金払制度の導入

- ・ 請負金額200万円以上の案件について適用
- ・ 前払率は請負金額の30%まで（支払限度額なし）

#### 4. 入札結果のHP様式変更（先行してH25年4月より運用開始）

従来の公開事項に加え、公開事項を追加

（業種・入札方法・竣工日・予定価格・最低制限価格を追加）